

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 5 月 28 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

- 1 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 59 号）
 - ・田村憲久君外 7 名（自民、立憲、公明）提出の修正案について、提出者井坂信彦君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案について、福岡厚生労働大臣、鰐淵厚生労働副大臣、岩尾内閣法制局長官及び政府参考人並びに修正案提出者田村憲久君（自民）、上野賢一郎君（自民）、長妻昭君（立憲）、山井和則君（立憲）及び井坂信彦君（立憲）に対し質疑を行いました。
- （質疑者）福田かおる君（自民）、根本拓君（自民）、深澤陽一君（自民）、長妻昭君（立憲）、階猛君（立憲）、岡本充功君（立憲）、宮川伸君（立憲）、池田真紀君（立憲）、酒井なつみ君（立憲）、宗野創君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、池下卓君（維新）、猪口幸子君（維新）、福田徹君（国民）、森ようすけ君（国民）、浜地雅一君（公明）、高井崇志君（れ新）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

福田かおる君（自民）

- （1） 年金制度の目的
- （2） 年金が目指す給付水準及び水準達成の評価指標
- （3） 生活保護と年金関係
 - ア 65 歳以上の生活保護受給者数及びそのうち年金受給者が占める割合
 - イ アに係る今後の見通し
 - ウ 老齢年金受給額が 7 万円未満の国民年金及び厚生年金の受給者数並びに将来の見通し
 - エ 「生活の安定」の評価指標として所得代替率とは別の指標を設定する必要性
- （4） 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ関係
 - ア 現下の経済状況を踏まえた実施の適否
 - イ 段階的引上げの趣旨
 - ウ 労使合わせた年間の保険料負担の増加額
 - エ 高所得者層に対応したより上位等級を設計し世代内の公平を強化する必要性
- （5） 在職老齢年金制度の見直し関係
 - ア 将来世代の給付水準の引下げを伴うにもかかわらず見直しを実施することとした理由
 - イ 高齢者の就業調整の解消に係る具体的な試算及びエビデンスの有無

根本拓君（自民）

- （1） 個人型確定拠出年金（i D e C o）の加入年齢の引上げ関係
 - ア 加入年齢の引上げの内容及び趣旨
 - イ i D e C o の役割及び利用状況並びに国民年金第 1 号被保険者に占める i D e C o 加入者の割合
 - ウ i D e C o の利用状況が少額投資非課税制度（N I S A）に及ばない原因
 - エ 中途引出しの容認等の i D e C o の利用拡大策の必要性
- （2） 在職老齢年金制度の見直し関係
 - ア 資力ある高齢者を優遇するものとの批判に対する説明
 - イ 働き方に中立的にするためには支給停止基準額の引上げではなく制度を撤廃する必要性
 - ウ 今回の制度改正後の在職老齢年金制度の方向性
- （3） 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ関係

- ア 影響を受ける者の年代別の割合
- イ 影響を受ける者の保険料月額増加額
- ウ 影響を受ける者の保険料の増加による効果

深澤陽一君（自民）

- (1) 経済産業省から示された 2040 年までの将来見通しも踏まえた将来の年金財政の見直し
- (2) 被用者保険の適用拡大関係
 - ア パート・アルバイトの者が被用者保険に加入するための要件
 - イ 賃金要件を撤廃する理由及びその効果
 - ウ 被用者保険の加入による労働者及び事業主それぞれのメリット
 - エ 企業規模要件の撤廃に当たっての事業主に対する配慮及び支援
 - オ 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・広報の在り方
- (3) 在職老齢年金制度の見直し関係
 - ア 制度を廃止せず支給停止基準額の引上げにとどめた理由及び同基準額の引上げに対する要望の把握状況
 - イ 今回の年金制度改正全体で見た場合の所得代替率に与える影響
- (4) 遺族厚生年金の見直しに当たっての配慮措置

長妻昭君（立憲）

- (1) 年金と地方経済との関連性
- (2) 障害年金の不支給に関する報道関係
 - ア 日本年金機構による障害年金不支給判定の千数百件のやり直しに関する報道の真偽
 - イ アの報道が事実である場合における 5 月 9 日の本委員会での厚生労働大臣答弁との整合性
- (3) 修正案による基礎年金の底上げ関係
 - ア モデル年金を受給する場合の男女別・年齢別の受給総額への影響
 - イ 女性の受給総額に与える影響
 - ウ 37 歳以下の女性の受給総額に与える影響
 - エ 公的年金の減額と生活保護受給者数との相関関係に関する調査研究の必要性
 - オ 厚生労働省における年金制度の広報に特化した部署の有無
 - カ SNS 等で拡散している「事業主負担部分は年金給付額に反映されない」との指摘の真偽
 - キ 今回の年金制度改正が厚生年金保険料の増額につながるとの指摘の真偽
 - ク 基礎年金のみを受給している者の割合
 - ケ 厚生年金のみ又は厚生年金と基礎年金を受給している者の割合が 95%であることの確認
 - コ 基礎年金受給者の大部分が厚生年金も受給していることが報道等で正しく国民に伝わっていないことへの懸念
 - サ 基礎年金の底上げが障害基礎年金の受給額に与える影響
 - シ SNS 上の年金制度に関する誤った情報への厚生労働省による積極的なファクトチェック及び正しい情報の発信の必要性

階猛君（立憲）

被用者保険の適用拡大に係る就業調整を減らすための保険料調整関係

- ア 対象者及び期間の限定により労働者間の取扱いに差異を設けることが憲法第 14 条の法の下に平等に違反する可能性についての内閣法制局長官の見解

- イ 労働者全体から集めた保険料を一部の労働者の保険料軽減に充てることが流用でないとするものの妥当性
- ウ 第1号被保険者から第2号被保険者への移行時にも保険料を軽減することの合理性
- エ 手取り額の減少が生じない場合にも保険料調整制度を適用することの合理性
- オ 第1号被保険者から第2号被保険者に移行する労働者による就業調整の可能性
- カ 手取り額が増加する労働者に対して保険料160億円を充当する理由
- キ 第1号被保険者から第2号被保険者への移行時における保険料調整制度の適用を撤回する必要性
- ク 第1号被保険者から第2号被保険者に移行する労働者の保険料軽減に160億円を充てることの妥当性

岡本充功君（立憲）

- (1) 過去の法律改正の際の誤り関係
 - ア 本法律案において修正する過去の誤りを過去の運用にも遡及適用することに関する内閣法制局とのやり取りの内容
 - イ 厚生労働省所管の法律における今回のような遡及適用の前例の有無
 - ウ 今後同様の問題が生じた場合は速やかに国会に報告し修正に向けた対応を取る必要性
- (2) 次期年金制度改正に向けた課題関係
 - ア 財政検証に用いる前提を現実に即したより厳しいものとする必要性
 - イ 基礎年金の拠出期間の延長、在職老齢年金制度の廃止、第3号被保険者制度の廃止、年金支給開始年齢の引上げ等について次期改正に向け早期に与野党協議の場を設けるなど厚生労働省が工夫する必要性
 - ウ 令和2年の法改正の際の附帯決議で指摘された事項について検討して次回の財政検証を待たずとも必要な制度改正を行う必要性

宮川伸君（立憲）

- (1) 修正案による基礎年金の底上げ関係
 - ア 基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させ基礎年金の底上げをする必要性
 - イ 基礎年金の底上げが厚生年金の流用に当たらないことの国民への周知の必要性
 - ウ 報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整の継続関係
 - a 継続後のマクロ経済スライド調整の終了年度
 - b 終了年度までの調整率を軽減する理由
 - c 終了年度までの調整率を軽減する場合の財源
 - d 基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を実施するという判断をしなかったために調整率の軽減という政策を挟む必要が生じたことの妥当性
 - エ 基礎年金の底上げ措置のない法律案が提出され現役世代や若い世代の信頼を高めるような議論ができなかったことの妥当性
 - オ 修正案における「将来の給付水準の低下」の意味する内容についての修正案提出者の見解
- (2) 被用者保険の適用拡大により負担が増加する中小企業に対する支援の必要性

池田真紀君（立憲）

- (1) 障害年金の不支給に関する報道関係
 - ア 不支給決定の通知の発出時期及び方法
 - イ 障害年金を受給している生活保護受給者等の収入変動の状況把握についての対応

- ウ 障害年金の不支給により最低生活費を下回る状況にある者を早急に把握し対応する必要性
- (2) 修正案による基礎年金の底上げ関係
 - ア 障害基礎年金及び遺族基礎年金への影響
 - イ 障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付水準への効果
 - ウ 女性及び低所得者の受給する年金額への効果についての修正案提出者の見解
 - エ 修正案提出者による修正案のアピール
- (3) 生活保護と年金関係
 - ア 生活保護法及び国民年金法が憲法上保障される生存権に関わる重要な位置付けにあることの確認
 - イ 将来生活保護を受給する可能性がある者の見込み
 - ウ 生活保護受給者のうち扶養を受けている者の割合
 - エ 低所得者や生活保護受給者は扶養が見込めない者が多い状況にあることの確認
 - オ 年金制度改正などに当たって将来生活保護を受給する可能性がある者について経済状況など様々な背景を分析する必要性
 - カ 年金制度改正及び生活保障に関する厚生労働大臣の覚悟

酒井なつみ君（立憲）

- (1) 現役世代が 65 歳から平均余命まで年金受給した場合の財政検証における受給総額の試算
- (2) 修正案が可決された場合及び否決された場合それぞれの各世代の年金受給総額への影響についての修正案提出者の見解
- (3) 子に係る加算の見直しにより影響を受ける子どもの数及び出生順位にかかわらず一律に加算することによる具体的効果の見込み
- (4) 配偶者に係る加算の見直しにより世帯としての年金額が減る場合の支援策の必要性
- (5) 被用者保険の適用拡大関係
 - ア 受給者へのメリット及び男女間の年金格差縮小への効果
 - イ 中小企業に勤める非正規の就職氷河期世代を早期に救済するために企業規模要件を早期に撤廃する必要性
- (6) 給付と負担の在り方を考えるに当たって現在のモデル年金をより実態に即したものに変更する必要性
- (7) 楽観的な出生率等の前提ではなくより実態に即した前提で財政検証を行い制度設計する必要性
- (8) 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限を引き上げた場合 65 歳から受給を開始して累計の受給額が保険料負担額と同額になる時点及び平均余命まで生きた場合の収支
- (9) 将来世代の年金給付の下支えのため年金積立金を更に活用する必要性
- (10) 次世代育成や少子化対策に一層取り組む必要性

宗野創君（立憲）

- (1) 現在 33 歳の者が将来受け取る年金額のシミュレーション関係
 - ア 過去 30 年投影ケースにおける基礎年金のみの者及び厚生年金加入者の所得代替率
 - イ 1 人当たりゼロ成長ケースにおける所得代替率
 - ウ 基礎年金の底上げを行った場合における過去 30 年投影ケースでの基礎年金のみの者及び厚生年金加入者の受給総額への影響
- (2) 障害年金の給付水準関係
 - ア 老齢基礎年金の給付水準の低下の影響に係る障害等級による違い
 - イ 国連の障害者権利条約対日審査総括所見の指摘を踏まえた年金以外の今後の取組
- (3) 修正案による基礎年金の底上げに伴う保険料引上げの有無及び国庫負担分の財源についての修正案

提出者の見解

(4) 国民年金保険料の納付猶予制度関係

ア 追納率が低調な要因

イ 学生納付特例の追納期間を延長する必要性

井坂信彦君（立憲）

修正案による基礎年金の底上げ関係

ア 過去 30 年投影ケースにおいて現在 40 歳、50 歳、60 歳及び 65 歳の者のうち年金受給総額が増加する厚生年金加入者の割合

イ 基礎年金の拠出期間の延長及び被用者保険の適用拡大と比較したマクロ経済スライドの早期終了による基礎年金の底上げ効果

ウ 厚生年金保険料の基礎年金及び報酬比例部分への配分割合は財政検証の際の経済状況に応じて自動的に変更されることの確認

池下卓君（維新）

(1) 健康保険料が保険給付以外に使用されて保険料負担が増加することの妥当性

(2) 被用者保険の適用拡大に係る就業調整を減らすための保険料調整関係

ア 保険料を財源とすることの妥当性

イ 事業主が労使折半を超えて負担した保険料相当額の支援には保険料以外の財源を活用する必要性

ウ 小規模事業者が多い総合健康保険組合等のシステム改修費等への財政支援を含む事務負担の軽減を図る必要性

エ 保険者に対し早急にシステム改修を支援する必要性

(3) 社会保険料の滞納関係

ア 2020 年度以降の滞納件数及び差押件数の推移

イ 中小企業への納付相談及び柔軟な対応の実施状況及び納付猶予等の制度の実効性に対する評価

ウ 日本年金機構に対して事業主の事情に応じた丁寧な対応を徹底させるために指導を行う必要性

(4) 楽観的な前提に基づく財政検証の在り方を検討する必要性

猪口幸子君（維新）

(1) 出産に関する費用負担関係

ア 「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」における検討状況

イ 子ども・子育て拠出金と子ども・子育て支援金の違い及び使途

ウ 出産費用の無償化が進展しない理由

(2) 被用者保険の適用拡大関係

ア 年収 106 万円から 151 万円の者の社会保険料を恒久的に減免する必要性

イ キャリアアップ助成金関係

a 申請の手続要件、支給されるまでの日数及び利用状況

b 適用され得る事業者数及び申請を却下された事業者の有無

c 制度継続についての今後の方向性

ウ 年収 106 万円から 151 万円の者の社会保険料を恒久的に減免する場合の社会保険財政への影響

福田徹君（国民）

- (1) 夫婦、単身それぞれの場合における老後に必要と考えられる資産額
- (2) 現在の 40 歳代及び 50 歳代が保有する金融資産額並びに老後に必要となる資産額を確保するための厚生労働省の取組
- (3) 基礎年金の拠出期間の延長関係
 - ア 本法律案に盛り込まれなかった理由
 - イ 修正案に盛り込むことについての修正案提出者の見解
- (4) 年金支給開始年齢の引上げに関する検討の有無及び課題
- (5) 被用者保険の適用拡大に係る企業規模要件の撤廃までの期間を 10 年間とした根拠
- (6) 米国が 2027 年に導入を予定しているセーバーズマッチを日本でも導入することについての厚生労働大臣の見解

森ようすけ君（国民）

- (1) 修正案による基礎年金の底上げに必要な国庫負担の安定財源の確保についての修正案提出者の見解
- (2) 第 3 号被保険者制度関係
 - ア 制度の問題を検討する必要性についての修正案提出者の見解
 - イ 附則に制度廃止に向けた検討規定を設ける必要性についての修正案提出者の見解
- (3) 被用者保険の適用拡大に関し労働時間要件の週 10 時間以上への引下げ及び企業規模要件の撤廃までの期間の 5 年間への短縮を検討する必要性についての修正案提出者の見解
- (4) 国民年金保険料の遡及納付の要件の緩和を検討する必要性についての修正案提出者の見解
- (5) 個別の制度の見直しの検討を法律上に位置付けることの重要性についての修正案提出者の見解
- (6) モデル年金だけでなく単身世帯の年金の給付水準に関する検証を深める必要性

浜地雅一君（公明）

- (1) 被用者保険の適用拡大関係
 - ア 就業調整を減らすための保険料調整に係る健康保険組合への財政影響及び事務負担への対応
 - イ 被用者保険の適用拡大に伴う国民健康保険への財政影響及び将来的な影響
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料の算定に金融所得を含める必要性
- (3) 報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を 2030 年度まで継続する意義及び調整率を 3 分の 1 とした理由
- (4) 令和 6 年財政検証を基にしたマクロ経済スライドの早期終了と次期財政検証を基にしたマクロ経済スライドの早期終了との時期及び効果の差異
- (5) 年金の繰下げ受給に伴う税金及び社会保険料の負担額への影響を周知する必要性
- (6) いわゆる 130 万円の壁に関する被扶養者認定の運用改善の内容

高井崇志君（れ新）

- (1) 野党第一党である立憲が野党各党と協議を行わずに与党と修正協議を行ったことの妥当性についての修正案提出者の見解
- (2) 基礎年金の底上げを本法律案に盛り込まなかった理由
- (3) 修正案の内容以外の修正すべき点の有無についての修正案提出者の見解
- (4) マクロ経済スライドを直ちに廃止する必要性についての修正案提出者の見解
- (5) 被用者保険の適用拡大に係る中小企業の負担軽減策についての修正案提出者の見解
- (6) 年金積立金を計画的に取り崩して年金給付に活用する必要性についての修正案提出者の見解
- (7) 最低保障年金制度を創設する必要性についての修正案提出者の見解

(8) 年金改革法案を野党で団結して共同提出する必要性についての修正案提出者の見解

田村貴昭君（共産）

- (1) 基礎年金拠出金とマクロ経済スライドの組合せが結果として基礎年金を厚生年金より多く削減する仕組みとなっていることの妥当性
- (2) 低年金者の年金を絞ることで100年安心の年金制度となったことの妥当性
- (3) 修正案による基礎年金の底上げ関係
 - ア マクロ経済スライドによる調整が低年金者の年金額に与える影響についての修正案提出者の見解
 - イ 修正案による措置を講じた場合のマクロ経済スライドの調整期間についての修正案提出者の見解
 - ウ 修正後も実質年金額は減少することについての修正案提出者の見解
 - エ 修正案に規定される「影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置」の想定する内容
- (4) 被用者保険の適用拡大による日本年金機構の業務の増加関係
 - ア 体制強化の必要性
 - イ 正規職員の定員増加及び非正規職員の処遇改善の必要性
- (5) 障害年金の不支給に関する報道関係
 - ア 不支給件数の推移、増加している場合の責任の所在及び報道を踏まえた調査の内容
 - イ 認定状況の実態について適切に調査を実施してその結果を公表する必要性
 - ウ 障害年金の審査関係
 - a 障害年金センターへの集約前と比較した現在の人員配置及び処理件数の適否
 - b 丁寧な審査体制構築の必要性